予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算 支出科目 款:土木費 項:都市計画費 目:都市計画総務費

事 業 名 都市計画基礎調査費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市政策課 地域計画係 電話番号:058-272-1111(内4717)

E-mail: c11654@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

43,500 千円 (前年度予算額:

75,300 千円)

<財源内訳>

				財源		内	訳				
区分	事業費	国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財が収り	産入	寄附金	その他	県 債	一財	般源
前年度	75, 300	0	0	0		0	0	0	0	75	5, 300
要求額	43, 500	0	0	0		0	0	0	0	43	3, 500
決定額											

2要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

都市計画の策定とその実施を適切に遂行するために必要な基礎資料を収集し取りまとめを行う必要がある。

(2) 事業内容

都市計画法第6条に基づき、都市計画区域及び準都市計画区域について、おおむね5年ごとに、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。

調査は、県下38市町を令和4年度から3か年に分けて実施する。

1年目:線引き都市計画区域の市町(6市6町)

2年目、3年目:非線引き都市計画区域の市町(15市11町)

(3) 県負担・補助率の考え方

都市計画法第6条に基づき、県が行う。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細	
旅費	108	各市町村への出張旅費等	
需用費	71	肖耗品費	
委託料	43, 321	市計画基礎調査業務委託費	
合計	43, 500		

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

区域区分の有無やその設定の方針を含む、主要な都市計画の方針を示している都市計画 区域マスタープランは、都市計画基礎調査結果を反映して策定されている。

(2) 国・他県の状況

全都道府県が本調査を行っている。

(3)後年度の財政負担

3年目(令和6年度) 44,997千円

(4) 事業主体及びその妥当性

本調査は、収集・集計・作成するデータが膨大であること、また、GISの導入に伴い専門的な能力を要することなどから、事務の効率化並びに経費の削減に資するため、経験・実績があり調査に精通した者に業務委託する。

また、調査のうち市町が管理する基礎データに係るものについては、作業の効率性等を考慮し、市町に調査を委託する。

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

何をいつまでにどのような状態にしたいのか

都市全体の土地利用を総合的・一体的観点からとらえ、土地を適正に配分するための都市計画を決定するため、都市の状況を定期的に調査し、客観的なデータを取得する。

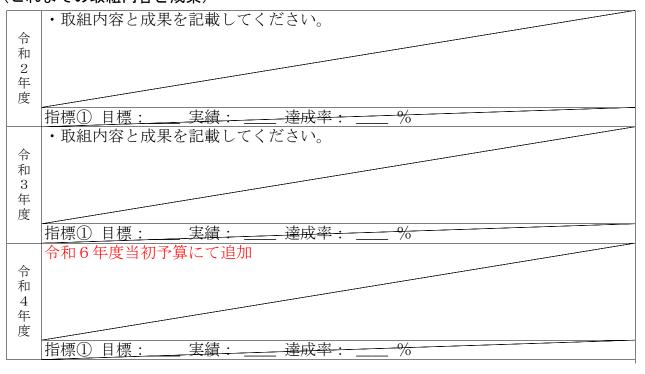
(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
2						

〇指標を設定することができない場合の理由

都市計画の決定には客観的な判断が必要であり、そのための基礎資料を定期的に収集することが目的であるため、指標を設定することは困難である。

(これまでの取組内容と成果)



2 事業の評価と課題

(事業の評価)

- ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)
- 3:増加している 2:横ばい 1:減少している O:ほとんどない

(評価) 2 都市計画法第6条において県が実施する調査であること、同法第13条において、都市計画は基礎調査の結果に基づいて策定されなければならないとされていることから、必須の事業である。

- ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)
- 3:期待以上の成果あり
- 2:期待どおりの成果あり
- 1:期待どおりの成果が得られていない
- 0:ほとんど成果が得られていない

(評価)

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価)

市町村と連携した効率的かつ効果的な調査を実施するため、一部の調査項目を除き、市町村へ調査業務を委託することで、効率化を図っている。

2

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

都市計画基礎調査で収集されたデータは、都市防災、福祉、環境など、都市計画以外の行政分野でも幅広く利用することが考えられるため、今後は調査結果のオープンデータ化に対応していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

都市計画法第6条に定める調査であり、同法第13条において、都市計画は基礎調査の結果に基づいて策定されなければならないとされていることから、継続すべき事業である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	